

別表第1（第2条、第3条関係）

補助事業	補助対象事業者	補助対象とする取組	補助率
経営所得安定対策等推進事業	1 神奈川県農業再生協議会	1 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等） 2 需要に応じた作物の生産方針等の策定 3 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動 4 産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導 5 その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動	定額
	1 市町村 2 地域農業再生協議会	1 経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等） 2 需要に応じた作物の生産方針等の策定 3 申請書類等の印刷、配布、回収、整理取りまとめ、受付 4 対象作物（産地交付金の助成作物を含みます。）の作付面積等の確認事務 5 農業者情報のシステム入力・集計事務 6 産地交付金の要件設定・確認事務 7 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動 8 農業者の水田情報等の収集・整理事務 9 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組 10 経営所得安定対策等の手続電子化に係る普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布、農林水産省共通申請サービスへのデータ移行等） 11 その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動	定額

* 県協議会、地域協議会又は市町村による補助対象となる取組（10を除く）に要する経費は、別表第1の2に定める区分及び内容によるものとする。

* 地域協議会又は市町村による補助対象となる取組（10のみ）に要する経費は、別表第1の3に定める区分及び内容によるものとする。

別表第1の2（別表第1関係）

区 分	内 容
1 謝金	作付状況の確認等への協力、交付申請書・営農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」という。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅費	本制度の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等
3 賃金及び共済費等	神奈川県農業再生協議会及び市町村等が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費 1 正規職員の超過勤務に対して支払う対価 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びに共済費（社会保険料及び児童手当拠出金をいう。以下同じ。）等 3 臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びに共済費等 4 経営所得安定対策の円滑な実施に必要な一括申請等の取組を生産出荷団体が実施する場合の生産出荷団体の職員の賃金等
4 事務等経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含む）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除く）、備品費等
5 委託費	神奈川県農業再生協議会及び市町村等が実施する別表第1に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
6 助成費	神奈川県農業再生協議会及び市町村等が実施する別表第1に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

別表第1の3（別表第1関係）

内 容
<p>経営所得安定対策等交付金の申請手続を農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）に統一し、水田情報等のデータ活用を全国規模で図ることができるよう、データの一元化を推進するために、地域協議会又は市町村による水田情報等のデータをeMAFFに移行するために必要な次の経費</p> <p>謝金、旅費、賃金（臨時職員等）及び共済費等、事務等経費（印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（調査費）、消耗品費（申請手続の電子化に必要なソフトウェア導入経費及びサブスクリプションサービスの利用経費を含む。）、借料・損料（会場借料、パーソナルコンピュータのリース料等）、会議費（弁当代・お茶代は除く。）、委託費、その他経費</p>

*別表第1の3（別表第1関係）に係る費用は別表第1の2（別表第1関係）に係る費用に流用することはできない。

別表第2（第5条関係）

法令、規則及び通知名
○神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）
○補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
○農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）
○経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）
○経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）